

ID: 47

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	仮使用の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第7条の6第1項第1号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限) 第7条の6 (1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。 申請手続は、省令第4条の16の規定による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日